



名古屋市上下水道局環境行動計画

平成 30 年度版

平成 30 年 6 月

名古屋市上下水道局

目次

1 計画の概要 P.1

- I 目的及び概要
 - (1) 目的
 - (2) 概要
- II 基本方針
- III 計画期間
- IV 対象範囲

2 行動体制 P.5

- (1) 計画の推進体制
- (2) 局 EMS の組織体制
- (3) 環境対策会議の運営
- (4) 点検及び評価

3 環境目標 P.10

- I 環境目標の設定
- II 具体的な取り組み事項
 - (1) 4つの環境都市像の共通基盤
 - (2) 健康安全都市
 - (3) 循環型都市
 - (4) 自然共生都市
 - (5) 低炭素都市

4 環境活動の推進 P.17

- (1) 環境目標の設定時期及び内容
- (2) 各部課室公所における環境活動
- (3) 研修実施計画
- (4) 計画の見直し

1 計画の概要

I 目的及び概要

(1) 目的

「名古屋市上下水道局環境行動計画」(以下、「局環境行動計画」という。)は、すべての職員が環境に配慮した活動を実行するために、環境保全活動の推進体制を整備し、継続的に改善を行っていくための必要事項を定めるものです。

(2) 概要

上下水道局は、本市の環境関連計画を推進し、局独自の環境活動にも取り組んでいます。「局環境行動計画」は、本市の環境関連計画や「名古屋市上下水道局環境基本計画」を踏まえ、環境目標の達成に向けた数値目標と具体的な活動内容を示すものです。このため、環境保全活動の推進に当たっては、「水道法」や「下水道法」などの関連法令や「エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」及び「水質汚濁防止法」などの環境行動に直接関与する法令を順守する必要があります。

表 1: 主な環境関連法令(1/2)

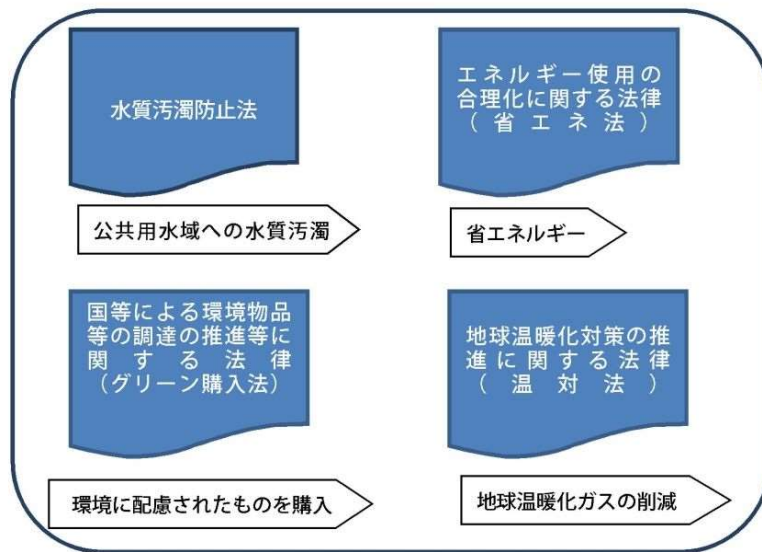
水質汚濁防止法	工場等から公共水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的として定められた法律です。 当局の水処理センターは特定施設に該当し、その放流水について濃度規制がなされているほか、COD、窒素及びリンの汚濁負荷量の総量規制を受けています。
エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	エネルギー使用の合理化を図るために、工場、建築物及び機械器具について必要な措置等を講ずることを目的として定められた法律です。 当局は国から特定事業者の指定を受けており、エネルギー使用の合理化のためのエネルギー管理が義務づけられています。

表 2: 主な環境関連法令(2/2)

<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)</p>	<p>社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として定められた法律です。</p> <p>政府が京都議定書に掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、都道府県及び市町村は本計画に即し、温室効果ガスの排出量の削減計画を策定及び公表することとなっています。</p> <p>当局は特定排出者に該当し、温室効果ガス排出量の報告が義務づけられています。</p>
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)</p>	<p>国及び地方公共団体等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めたものです。</p> <p>当局は、本市グリーン購入ガイドラインに基づき、環境に配慮した製品を購入しています。</p>

表 3: 本市の主な環境関連計画

<p>第 3 次名古屋市 環境基本計画 平成 23 年 12 月策定 (平成 23 年度 ～平成 32 年度)</p>	<p>名古屋市における環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画です。本計画は、長期的な計画である「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」及び「生物多様性 2050 なごや戦略」を踏まえて、2050 年の環境都市ビジョンを描き、2020 年度(平成 32 年度)までを計画期間とする施策の大綱(施策の方向性と主な施策)を明記しています。</p>
<p>低炭素都市なごや 戦略第 2 次実行計画 平成 30 年 3 月策定 (平成 30 年度 ～平成 42 年度)</p>	<p>2050 年までに市域全体からの温室効果ガス排出量を 1990 年度比で 8 割削減する目標を掲げた「低炭素都市 2050 なごや戦略」の目指す低炭素で快適な都市を構築するため、温室効果ガスと化石燃料消費の大幅な削減と今後の少子高齢化及び人口減少に対応するまちづくりを含めた計画です。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づく法定計画でもあります。</p>
<p>名古屋市役所 環境行動計画 2030 平成 30 年 3 月策定 (平成 30 年度 ～平成 42 年度)</p>	<p>本市が市民及び事業者に率先して取り組むべき環境行動とその目標を定めた計画です。この計画による取り組みを推進するため、PDCA サイクルを効果的に回し、各職場での取り組みや進捗状況を管理する仕組みとして「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用していきます。</p>



第3次名古屋市上下水道局 環境基本計画の位置づけ

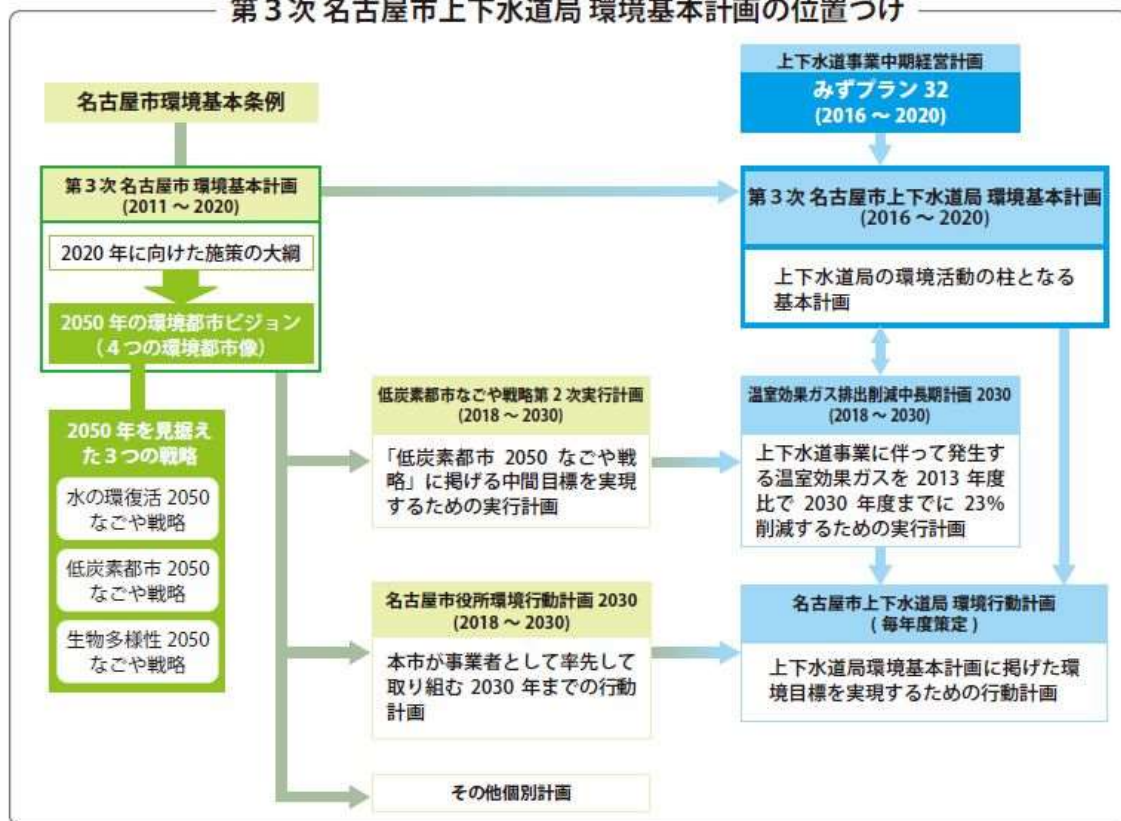


図 1: 関連法令等体系図

Ⅱ 基本方針

本市では、「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」をイメージした 2050 年の環境都市ビジョンを描いています。その実現に向けて「健康安全都市」、「循環型都市」、「自然共生都市」及び「低炭素都市」の 4 つの環境都市像を定めています。

【健康安全都市】

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち。

【循環型都市】

廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち。

【自然共生都市】

生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち。

【低炭素都市】

自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち。

上下水道局では、4 つの環境都市像の具体化に向け、本市が市民及び事業者にも率先して取り組むべき行動計画である「名古屋市役所環境行動計画 2030」と、当局の環境活動の柱となる基本計画である「第 3 次名古屋市上下水道局環境基本計画」の考え方を踏まえ、本計画を積極的に推進します。

Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、改訂の日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

Ⅳ 対象範囲

本計画の対象範囲は、水道事業、下水道事業、工業用水事業及びオフィス活動とします。

2 行動体制

(1) 計画の推進体制

上下水道局が、環境行動計画に基づく環境活動を推進していくため、上下水道局環境マネジメントシステム（局 EMS）を構築しています。局 EMS の実行組織として、局・部・課室公所に階層化した環境対策会議を設け、環境活動の計画、点検、評価並びに見直しを図ることにより、環境活動を継続的に改善し、積極的な環境活動に取り組んでいきます。

なお、経営全体に係わる環境活動の方針などは、経営会議で承認を受けるものとします。

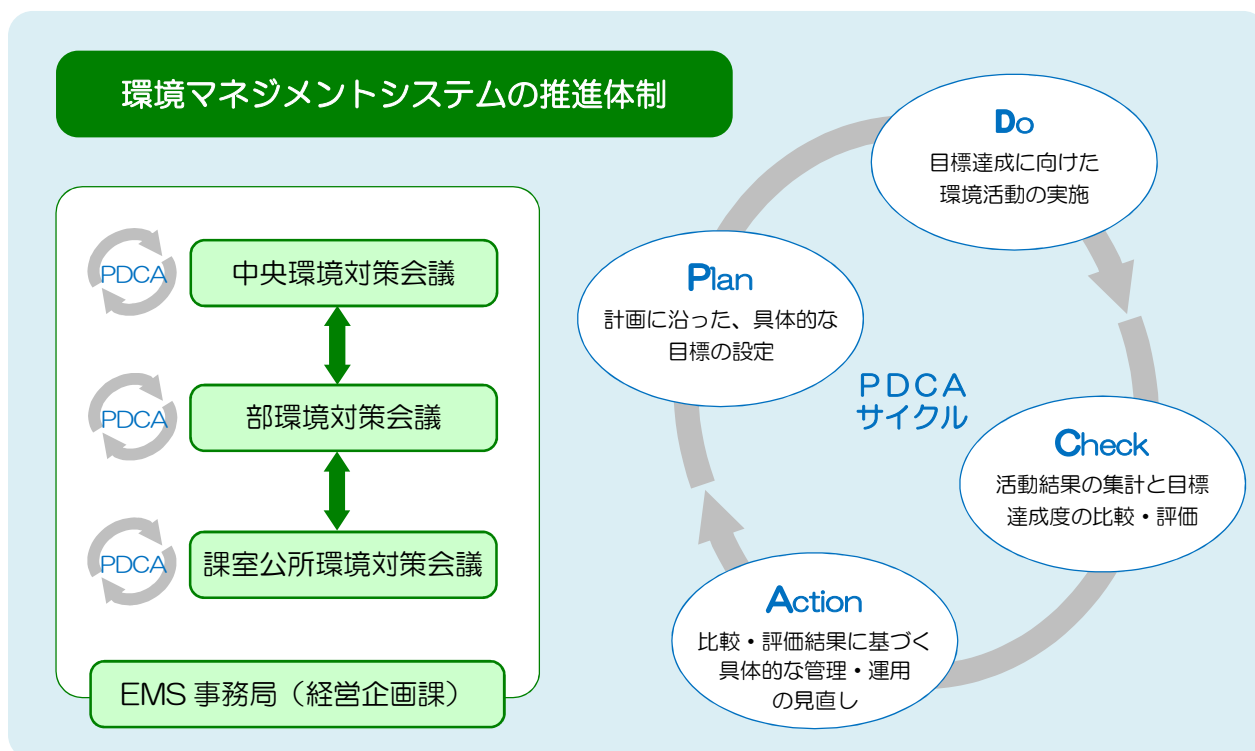


図 2: 環境マネジメントシステムの推進体制

ア 局業務体制の役割

すべての組織において、次の職務を行います。

- 事業方針の決定
- 環境目標など環境活動に関する企画及び提言
- 着実な環境活動の実施

イ 局 EMS の役割

局内における環境活動は、各部並びに各課室公所において取り組みます。この取り組みを定期的に把握及び評価し、本行動計画の着実な進行を確保するため、環境対策会議において次の職務を実行します。

- 環境活動に関する業務の年間計画の策定
- 環境目標の設定及び見直し
- 環境活動結果の取りまとめ、評価及び計画の見直し
- 環境活動結果の上位会議への報告
- 下位会議から報告された環境活動結果の検討及び評価
- 職員の環境意識の向上を図るための対策の計画及びその実施
- 前号各号に掲げるもののほか、各環境対策会議が必要と認める事項

ウ 環境活動推進担当主幹・係長(事務局)の役割

- 中央環境対策会議の事務局
- 各環境対策会議との連絡及び調整
- 環境活動全般の検討
- 各部課室公所及びエネルギー低減化研究幹事会との連絡及び調整
- 各部課室公所の着実な環境活動に対する支援

(2) 局 EMS の組織体制

局 EMS を着実に実施するため、環境活動統括者をはじめとする担当者を配置します。

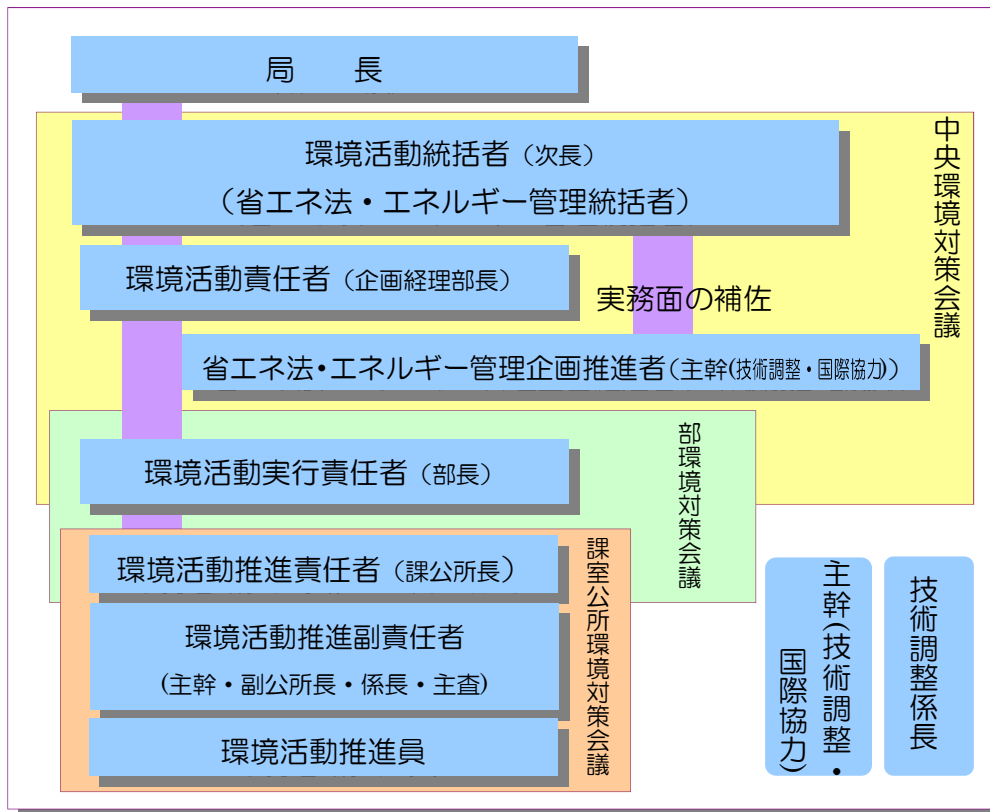


図 3: 局 EMS 組織体制

ア 環境活動統括者(省エネ法・エネルギー管理統括者)

(ア) 環境活動統括者は、次の事項を処理します。

- ・上下水道局の環境活動の総括に関する事
- ・上下水道局環境行動計画の作成の総括に関する事
- ・目標の未達成や法令違反などへの処置の総括に関する事
- ・環境に関する研修の統括に関する事
- ・中央環境対策会議の開催に関する事
- ・業務に係わる環境活動についての報告及び実施指示する事

(イ) 環境活動統括者は、次長の職務にある者とします。

イ 環境活動副統括者

(ア) 環境活動統括者の職務を補佐し、環境活動統括者に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理します。

(イ) 環境活動副統括者は、経営本部長又は技術本部長の職にある者とします。

ウ 環境活動責任者

(ア) 環境活動責任者は、環境活動統括者の指示を受け、次の事項を処理します。

- ・局環境行動計画の作成に関する事
- ・環境に関する研修の計画及び実施に関する事
- ・中央環境対策会議の運営に関する事

(イ) 環境活動責任者は、企画経理部長の職にある者とします。

(ウ) 施設部主幹(汚泥処理処分・事業系環境対策)と連絡調整を密にし、環境活動統括者(省エネ法・エネルギー管理統括者)を実務面で補佐します。

※ 省エネ法・エネルギー管理企画推進者は、企画経理部主幹(技術調整・国際協力)の職にある者とします。

エ 環境活動実行責任者

(ア) 環境活動実行責任者は、次の事項を処理します。

- ・部の環境活動の実施及び指導に関する事
- ・目標の未達成や法令違反などへの処置に関する部の総括に関する事
- ・部環境対策会議の開催及び運営に関する事

(イ) 環境活動実行責任者は部長(施設部にあっては参事)の職にある者とします。

オ 環境活動推進責任者

- (ア) 環境活動推進責任者は次の事項を処理します。
- ・ 課室公所の環境活動の実施に関すること
 - ・ 目標の未達成や法令違反などへの処置に関する課室公所の総括に関すること
 - ・ 課環境対策会議の開催及び運営に関すること
- (イ) 環境活動推進責任者は、課室公所長(施設管理課にあっては主幹(汚泥処理処分・事業系環境対策))の職にある者としてします。

カ 環境活動推進副責任者

- (ア) 環境活動推進責任者の職務の補佐し、環境活動推進責任者に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理します。
- (イ) 環境活動推進副責任者は、主幹、副公所長、係長及び主査の職にある者から環境活動推進責任者が指名します。

キ 環境活動推進員

- (ア) 環境活動推進員は、環境活動推進責任者の指揮のもとに、環境対策会議の議決を踏まえ、職場の環境活動を推進します。
- (イ) 環境活動推進員は、環境活動推進責任者が原則として最小の職場単位ごとに指名する者としてします。
- ただし、業務の実状等を勘案して推進員を増員することができます。

(3) 環境対策会議の運営

各環境対策会議の委員及び運営方法は、表4のとおりとします。

なお、課環境対策会議は、職場の状況に応じて係単位等最小の職場単位で開催することができ、必要に応じて臨時に開催することができます。

表4: 環境対策会議の委員等

	中央環境対策会議	部環境対策会議	課環境対策会議
委員	①部環境活動統括者 ②環境活動副統括者 ③環境活動責任者 ④環境活動実行責任者 ⑤その他、環境活動統括者が指名する者	①環境活動実行責任者 ②部に属する環境活動推進責任者 ③その他、環境活動実行責任者が指名する者	①環境活動推進責任者 ②環境活動推進副責任者 ③環境活動推進員
開催頻度	原則として年6回	毎月1回	毎月1回
会議招集者及び議長	環境活動統括者	環境活動実行責任者	環境活動推進責任者
会議招集者及び議長の代理	環境活動副統括者 (代理は、経営本部長又は技術本部長)	部の庶務担当課長 (課室公所長、ただし、施設管理課にあつては主幹(汚泥処分・事業系環境対策))	環境活動推進副責任者
委員の事故時の代理	代理委員の出席	代理委員の出席	代理委員の出席
事務局	経営企画課	部の庶務担当課	課室公所の庶務担当係
報告内容		審議事項のうち重要又は異例なもの	審議事項のすべて
報告先		当該審議を行った会議の直後に開催される中央環境対策会議	当該審議を行った会議の直後に開催される部環境対策会議

(4) 点検及び評価

各環境対策会議において取り組み状況を定期的に把握し、取り組み内容及び運用状況を点検並びに評価し、目標の達成に向けた是正措置や見直しを行っていきます。

3 環境目標

I 環境目標の設定

環境目標の設定は、毎年度当初に課室公所ごとに前年度の実績値に基づいて設定し、これを積み上げたものを部の目標とします。

また、各部の目標を積み上げた目標と前年度の局の実績値に基づく目標との整合を図りながら、局全体の目標を原則として、数値化して掲げます。

なお、環境目標として掲げる各環境項目は、「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」の管理項目に準拠して設定したものです。

表 5: 環境項目の一覧

環境項目	
職員への研修等の実施	
非グリーン購入件数	
用紙使用量	コピー用紙
	印刷物
古紙の資源化率	
廃棄物発生量	可燃ごみ
	不燃ごみ
	紙製容器包装
	プラスチック製容器包装
公用車燃料使用量(ガソリン換算)	
電力使用量	オフィス
	水道事業
	下水道事業
都市ガス、LPG 使用量(原油換算)	
燃料(公用車以外)使用量(原油換算)	

Ⅱ 具体的な取り組み事項

各課室公所は、基本方針に掲げた4つの環境都市像の方向性と局環境基本計画の取り組み方針に沿った率先行動として、以下の具体的な取り組みを推進します。

(1) 4つの環境都市像の共通基盤

- 参加・協働を促進します
 - お客さまに環境への取り組みを環境報告書などでわかりやすく情報発信します。
 - 排水設備工事完了後の現地確認やイベントなどの機会を通じて、下水道の正しい使い方をPRします。
 - 次世代を担う子どもたちに水循環や水道・下水道の大切さを知っていただくため、「上下水道訪問授業」を実施します。
 - 「環境デーなごや」などのイベントを通し、局の環境保全活動を広く紹介します。
 - 上下水道事業のPRに協力していただくお店や企業のみなさまと「名水フレンドシップ事業」を展開します。
 - 名古屋市が主催する会議や、名水パートナーの協賛店（レストランやカフェなど）でオリジナルカラフェを使用していただくことや、多くのお客さまが集まるイベントで金鯪水（冷水機）を設置することで、なごやの水道水をPRします。
 - 市内河川の浄化に関する情報の提供や意見交換など、市民団体との連携を図ります。
- 流域連携を推進します
 - 「木曽三川流域自治体連携会議」において、流域自治体相互の連携を強化します。
 - 「木曽三川マルシェ（農作物や特産品の販売等）」や商談会などを行い、官民協働による地域経済の振興を支援します。
 - 「木曽川さんありがとう」や「木曽三川水源林保全体験」などを通してお客さまの水環境保全への理解を深めます。さらに、木曽三川流域連携シンポジウムについて、広く住民の参加を促します。
 - 木曽川（飛騨川）の上流部に一定規模以上の下水処理施設をもつ自治体と、水処理に関する情報交換や技術交流を行う「水処理ネットワーク会議」を開催します。

- 環境活動に対する職員の意識を高めます。
 - 計画的に環境活動に関する研修を実施します。
 - 局イントラネットなどを活用し、環境活動に関する情報の共有化を図ります。

(2) 健康安全都市

- 安心・安全な水道水を供給します。
 - 水源からじゃ口までのリスク管理を「水安全計画」により推進します。
 - 安全でおいしい水道水をお届けするため、水源の定期的な水質調査、ろ床更生の実施、ろ過水の濁度管理の徹底など、水質管理の充実を進めます。
 - 水質・水圧遠方監視装置により残留塩素濃度を連続的に監視し、きめ細かい管理を行います。
 - より新鮮な水道水をお届けするため、送配水ルートなどを変更することにより、じゃ口までの流達時間の短縮を図ります。
 - 配水管内での水道水の滞留による残留塩素の消費を抑制するため、適正口径による配水管の更新などを行います。

- 健康で安全な生活環境を確保します
 - 下水道整備を進め、下水道未整備区域の解消を目指します。
 - 伊勢湾や市内河川の水質を改善するため、水処理センターの改築にあわせて、従来 of 下水処理方式に比べて主に窒素・りんを多く除去できる高度処理を導入します。
 - 合流式下水道では、雨量が一定量を超えると路面など街の汚れや汚水の一部を含んだ雨水が川へ放流されるため、簡易処理高度化施設や雨水滞水池の整備など、合流式下水道の改善を進め、放流汚濁負荷の低減を図ります。
 - 水処理センターごとに放流水の管理水質を設定し、適正な運転管理により良好な放流水質の確保に努めます。
 - 下水道施設の損傷や放流水の水質悪化を防止するため、工場や事業場の排水を監視します。
 - ビルの地下排水槽(ビルピット)からの悪臭を防止するため、ビルピットの適正管理に向けた啓発活動や、建物管理者への働きかけを行います。
 - 既設管の中に新たな管を挿入する工法や、管きょ内部から強度を高めて延命、改築する工法など、非開削工法の採用により工期の短縮

を図り、周辺への騒音・振動を最小限に抑えます。

- 建設機械の選定にあたっては、低騒音型・低振動型・排ガス対策型の建設機械を用いていきます。
- 水処理センターなどの施設において、設備に防音カバーや振動を和らげる装置などを設置し、騒音及び振動を抑制するよう努めます。
- 地下水の大量くみ上げによる地盤沈下の防止を目的として、工業用水道への転換を促進します。

(3) 循環型都市

○ ごみの減量・廃棄物のリサイクルを推進します

- 印刷物の作成部数及び配布部数、コピー用紙の利用の適正化を図るとともに、文書管理システムや庁内LAN、電子メール等の活用により、紙媒体の通知文書や回覧文書等を電子化し、用紙類を削減します。
- 庁舎からのごみの発生抑制に努めるとともに、種類ごとに分別し、資源化を推進します。
- 庁舎から発生する可燃ごみと生ごみを分別し、生ごみの資源化を図ります。
- 『名古屋市グリーン購入ガイドライン』で定める指定品目については、基準に適合するグリーン商品を購入します。(経営企画課)
- 公共工事における資材等の使用にあたっては、『名古屋市グリーン購入ガイドライン』に基づきグリーン購入を推進します。
- 『建設副産物対策の手引き』(名古屋市建設副産物対策協議会)により、公共工事の計画、設計・積算・発注、施工の各段階において、建設副産物(アスファルト塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設発生土)の再資源化を推進します。
- 浄水発生土を園芸用培養土やセメントの原料などに再利用します。
また、浄水発生土の新規需要先及び用途の調査並びに拡大に努めます。
- 下水汚泥焼却灰をタイル、セメントなどの原材料や、埋戻し土の土質改良材として有効利用します。
また、下水汚泥焼却灰の新規需要先及び用途の調査並びに拡大に努めます。
- 『ゼロエミッションイベント実施要綱』及び『ゼロエミッションイベント開催の手引き』に基づき、局が主催するイベントや、その実施に局が主体的に関わるものについて、ごみの発生抑制など、環境への配慮を実施します。

(4) 自然共生都市

- 健全な水循環の保全と再生を推進します
 - 施設の新築及び改築に合わせ、雨水貯留・浸透施設を整備します。
 - 「浸透適地マップ」を利用させていただくよう継続的にPR活動を実施し、民間施設への協力要請を継続するなど、雨水流出抑制を推進します。
 - 作業用水や事業用水などとして、下水処理水を活用したり、修景用水や打ち水などヒートアイランド対策に下水再生水を活用します。

(5) 低炭素都市

- 低炭素な事業活動を推進します
 - 【オフィス活動】
 - 設備・機器の設置・更新にあたっては、エネルギー効率が優れたものを導入します。(LED照明、空調等)
 - 電力調達時には、環境配慮契約を推進します。
 - エコ・スタイル運動の推進、定時退庁の一層の徹底を図ります。
 - 昼休みの消灯、OA機器のスイッチオフなどにより、電力使用量を削減します。
 - 公共交通機関や自転車の積極的利用、不要不急の自動車利用の抑制など、自動車の適正使用を推進します。
 - 公用車の更新等にあたっては、『公用車への低公害・低燃費車の導入方針』に基づき、低公害・低燃費車を導入します。
 - タイヤの空気圧を調整するなど、定期的に車両の整備を行います。
 - エレベーターの利用を控え、できるだけ階段を利用します。
 - 【水道事業】
 - 安定性の高い水道システムを構築することで、自然流下方式による水運用範囲を拡大し、電気使用量の削減を図ります。
 - ポンプの効率的な運転管理に努めます。
 - 受水槽方式と比べ、配水管の圧力を有効に活用でき、ポンプの電力使用によるCO₂排出量を削減できる直結給水方式を普及促進していきます。
 - 小規模貯水槽水道の点検・指導時や設計相談時、各種イベントなど、さまざまな機会を利用して、直結給水の利点を積極的にPRします。

- 薬品の使用量の削減のため、使用量、使用状況をきめ細かに把握します。

【下水道事業】

- 水処理センターの送風機や散気装置等の設備更新の際に、省エネ型機器の導入を進めます。
- 水処理運転の工夫による対策を推進し、二酸化炭素の298倍の温室効果を持つ一酸化二窒素の排出抑制に努めます。
- 送風機の効率的な運転管理に努めます。
- 下水汚泥の高温焼却を実施し、一酸化二窒素の発生を抑制します。
- 汚泥焼却で使用する燃料に都市ガスを採用することにより温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 下水汚泥焼却工程において、きめ細かな運転管理を実施し、燃料使用量の抑制に努めます。
- 下水汚泥ケーキの含水率の最適化に努めます。
- 汚泥焼却で使用する燃料使用量の目標を設定します。
- 汚泥の焼却熱及び下水熱などを活用したエネルギーの有効利用を図ります。
- 空見スラッジリサイクルセンター第2期施設の整備に合わせて、下水汚泥から固形燃料を製造する事業を進めます。
- 薬品の使用量の削減のため、使用量、使用状況をきめ細かに把握します。
- 露橋水処理センターの高度処理水の一部を地域冷暖房の熱源の一部に使用するため、近隣のささしまライブ24地区へ送水します。

【事業共通】

- 上下水道施設のポンプ（電動機）や変圧器、空調設備等の設備更新の際に、省エネ型機器の導入を進めます。
- 施設の改築時には、使用頻度の高い部屋に LED 照明器具の導入を進めます。
- 施設の新築・改築時などには、壁面・屋上緑化や緑のカーテンなど緑化を進めます。
- 水道水を細かな霧状にして噴霧し涼しい空間を作り出すミスト発生器をイベントなどで設置し、お客さまにその効果を体感していただきます。

4 環境活動の推進

環境目標を設定し、その目標の達成に向けて具体的な取組み等を計画的に推進します。

(1) 環境目標の設定時期及び内容

環境目標は、表 6 に掲げた時期までに設定します。

また、平成 30 年度の環境目標は表 7 のとおりとし、目標達成に向けた具体的な取組みを進めます。

表 6: 平成 29 年度環境目標の設定時期

時期	対象組織	設定内容	設定の趣旨	目標の比較 基準年度
4 月中	各課室公所	当年度目標	局全体の参考目標を 勘案した各課室公所の 目指すべき目標	前年度
4 月中	各部	当年度目標 (各課室公所の 目標の積み上げ)	局全体の参考目標を 勘案して、各課の目 標を調整する	前年度
5 月上旬	局	①積み上げ目標(各部 の目標の積み上げに基 づく局全体目標) ②局実績値目標 ③局当年度目標 (①、②の各目標を調整 して定める)	<ul style="list-style-type: none"> ・①と②で計算される 目標の整合性を検証する ・局全体の当年度目標達成に 向けて各部の目標を調整する 	前年度

表 7: 平成 30 年度環境目標

環境項目		単位	平成 30 年度 局目標
職員への研修等の実施 ^{※1}		%	100
非グリーン購入件数 ^{※1}		件	0
用紙使用量	コピー用紙	% (前年度比)	-1.9
	印刷物	% (前3年間平均比)	9.1
古紙の資源化率 ^{※1}		%	100
廃棄物発生量	可燃ごみ	% (前年度比)	-7.6
	不燃ごみ	% (前年度比)	-13.6
	紙製容器包装	% (前年度比)	-5.7
	プラスチック製容器包装	% (前年度比)	-6.5
公用車燃料使用量(ガソリン換算)		% (前年度比)	-1.9
エネルギー使用量 ^{※2} (原油換算)(原単位)	オフィス活動 (事務所面積あたり)	% (前年度比)	-1.0
	水道事業 (配水量あたり)	% (前年度比)	-1.0
	下水道事業 (処理水量あたり)	% (前年度比)	-1.0

※1 単年度の目標を示す。

※2 電力使用量、都市ガス・LPG 使用量、燃料(公用車以外)使用量の合計

(2) 各部課室公所における環境活動

各部課室公所における環境活動は、「名古屋市上下水道局環境活動の手引き」(平成 30 年度版)を参考としながら実施運営します。

(3) 研修実施計画

- ・環境活動に関する研修は、表 8 のとおり実施します。
- ・環境に関するシンポジウム及び研修会への積極的な参加を図ります。

表 8: 平成 30 年度研修実施計画

研修名		実施者	対象者	時期	備考	
上下水道局環境活動研修	新規採用者研修	職員研修所 (経営企画課)	新規採用者等	4月	N-EMS 入門研修を兼ねる	
	環境活動推進研修	代表者研修Ⅰ	経営企画課	課室公所環境活動推進員	4月	
		代表者研修Ⅱ	経営企画課	課室公所環境活動推進員	12月～2月	
	課室公所研修	課環境対策会議	職員全員	7～9月	N-EMS 実施研修を兼ねる	
	その他の講演会等	経営企画課等	希望者		随時	
N-EMS 研修	幹部職員研修	環境局長	局長級及び部長級職員	7月		
	推進研修	上下水道局長	課室公所室長	6月		
	実施研修	各課室公所長	職員全員	8～10月	局環境活動研修における課室公所研修を兼ねる	
	入門研修	上下水道局長	新規採用者	4月	局採用時研修にて実施	

(4) 計画の見直し

本計画は、毎年度見直しを図ることとします。